

# こちら秘書室サンプル送付サービス こちら秘書室 web アンケート こちら秘書室タイアップページ制作

## 利用条件

### 第1章 総則

#### 第1条 (本約款の適用)

こちら秘書室サンプル送付サービス・こちら秘書室 web アンケート・こちら秘書室タイアップページ制作利用条件(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供する次第に定めるサービス(以下「本サービス」という)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」という)と当社との間に適用される。

#### 第2条 (本サービス)

- 当社は、契約者に対し、契約者が本申込書(次条にて定義する)において選択するとともに従い、本サービスとして以下の各号に定めるサービスを提供する。
- 当社は、契約者に対し、本サービスとして以下の各号に掲げるサービスを提供する。
  - こちら秘書室サンプル送付サービス  
契約者が販売する商品(以下「契約者商品」という)のサンプル(以下「商品サンプル」という)を当社が運営するウェブサイト「こちら秘書室」(以下「本サイト」という)に登録する秘書会員(以下「秘書会員」という)のうち、商品サンプルの送付に関して同意を得た会員(以下「ユーザー」という)に対して送付するサービス(詳細は、第2章において定める)
  - こちら秘書室 web アンケート  
秘書会員に対して契約者が希望する内容のアンケート調査を行うサービス(詳細は、第3章において定める)
  - こちら秘書室タイアップページ制作  
本サイト内に掲載及び契約者にデータとして納品する、契約者商品のプロモーションにかかる記事(以下「本記事」という)を制作するサービス
  - その他前三号に付随関連するサービス

#### 第3条 (本契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本約款に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

#### 第4条 (本サービスの対価)

本サービス利用における対価及び対価の支払方法は本申込書にて定める。

#### 第5条 (契約期間)

本契約の有効期間は、第3条(本契約の成立)第3項により本契約が成立した日から、第2章乃至第4章に定める本サービスにかかる業務の完了日までとする。

#### 第6条 (再委託)

当社は、当社の責任及び負担にて、本サービスの全部又は一部を、第三者に委託することができる。

#### 第7条 (秘密保持)

- 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」という)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスにかかる業務の遂行の提供の目的以外に使用してはならない。
- 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。
  - 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社又は契約者が適法に保有していた情報
  - 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
  - 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
  - 当社又は契約者が独自に開発した情報
- 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとする。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとする。

#### 第8条 (個人情報の取り扱い等)

- 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法(個人情報保護法ガイドライン)指針その他関連する法令等を含み、本条において以下同じ)及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとする。
- 当社は、契約者が、本約款に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとする。
- 契約者は、本サービスの利用により取得した個人情報を個人情報保護法に従って、適切に取り扱うものとする。

#### 第9条 (禁止事項)

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含む)を行ってはならない。
  - 第三者に本サービスの提供主体又は契約者商品若しくは役務の提供主体等について誤認混同を生じさせる行為
  - 当社若しくは第三者の商品若しくはサービスを誹謗中傷する行為又は当社若しくは第三者の品位や名誉を傷つける行為
  - 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、法律上保護される利益にかかる権利を

- 含む)を侵害する行為
  - (4) 法令に違反する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為
  - (6) 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
  - (7) 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
  - (8) 本サイトの運営又は本サービスの提供に支障を及ぼす行為
  - (9) その他当社が別途禁止する行為
- 契約者が前項に違反した場合は、当社は、契約者に対して、当該違反行為の中止を求めることができ、契約者はこれに応じなければならない。また、この場合、当社は、本サービスの全部又は一部の提供を、予告なく停止することができる。

#### 第10条 (免責)

- 当社は、本サービスが契約者の要求、期待又は特定の目的に合致することを保証しない。
- 当社は、明示的か黙示的によるもの、口頭か書面によるものであるかを問わず、本サービスに関連して提供されたレポートその他の物品又はサービスについて、いかなる表明又は保証をするものではない。

#### 第11条 (賠償)

本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られる。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りでない。

#### 第12条 (本サービスの提供の停止等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができる。
  - 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天変地異、社会的混乱等当社の責に帰すべき事由に因らず本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - 契約者が本契約又は別途当社と締結している契約に違反した場合
- 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより契約者に生じた一切の損害について当社は責任を負わない。

#### 第13条 (解除)

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができる。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 本契約に違反した場合において、相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、かかる期間内において当該違反状態が是正されなかった場合
- 審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
- 自己の営業停止又は廃止をした場合
- 仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これらに類する手続の申立てを自らした場合
- 支払いを停止又は手形交換所から警告もしくは不渡処分を受けた場合
- 公租公課の滞納処分を受けた場合
- 前三号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- 資本減少、合併、全部もしくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配者が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- 前各号のいずれかに準ずる事由があると当社が合理的に判断した場合
- その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が合理的に判断した場合

#### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 当社及び契約者は、本サービスの申込日現在において、以下の各号にいずれにも該当しないことを相互に保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - 暴力団
  - 暴力団員
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係団員
  - 総会屋等
  - 政治活動、社会運動欄ぼうゴロ
  - 特殊知能暴力団等
  - 反社会的勢力共生者
  - 前各号に該当する者と社会的又は経済的関係がある者
  - その他前各号に準ずる者
- 当社及び契約者は、自己又は第三者をして、以下の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - 暴力的要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求
  - 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
  - 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 当社又は契約者は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の保証・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、これにより解除を受けた当事者に損害が生じた場合であっても、解除を行った当事者は一切の損害賠償を負担しない。

## 第15条 (不可抗力)

当社は、天災、地変、戦争、騒乱、伝染病、労働争議、火災、法令の制定若しくは改廃、政府又は地方公共団体による規制その他の行為、配送事業者若しくはサービス提供者又は電気若しくは通信事業者その他の第三者による履行遅滞、債務不履行その他の不可抗力により直接的又は間接的に引き起こされた、本契約に基づく債務の履行遅滞その他の債務不履行について、契約者にいかなる責任も負わない。

## 第16条 (本契約終了後の取扱い)

- 終了事由の如何を問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、その全ての履行が終了するまで本約款が適用される。
- 前項のほか、終了原因の如何を問わず、第7条(秘密保持)、第8条(個人情報の取り扱い等)、第10条(免責)、第11条(賠償)、本条、第17条(権利義務の譲渡、承継)、第18条(届出及び通知)第2項及び第3項、第20条(協議)、第21条(準拠法及び管轄裁判所)の規定は、本契約終了後においても存続する。

## 第17条 (権利義務の譲渡等の禁止)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させ、又は担保に供してはならない。

## 第18条 (届出及び通知)

- 契約者は、本申込書の記載事項に変更が生じる場合、事前に、当社に対し当社所定の手続に従い、その旨を書面より届け出る。
- 本約款に基づき当社から契約者に対して行われる全ての通知は、契約者が当社に提出した本申込書に記載された契約者の住所、FAX 番号又は電子メールアドレスに宛てて、通知すべき内容を郵送、FAX 送信又は電子メール送信のうち当社が任意に選択するいずれかの方法により発信するものとし、かつ、発信することをもって足りるものとする。
- 当社から契約者に対する通知等が、第1項の届出義務の懈怠により延着又は不到着となったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなす。また、契約者の第1項の届出義務の懈怠により、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負わない。

## 第19条 (本約款の変更)

- 当社は、本約款の権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく変更することができるものとする。
- 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合又は本約款の目的に反せず変更の必要性がある場合に、改定日の2週間(当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間)前までに前条第2項に定める通知方法に従い通知を行った上で、本約款を変更することができる。この場合、改定日をもって本約款の変更が適用される。

## 第20条 (協議)

本約款に定めのない事項については、関係法令に従うほか、契約者と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

## 第21条 (準拠法及び管轄裁判所)

- 本約款は日本法に基づき解釈される。
- 本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第2章 こちら秘書室サンプル送付サービス

### 第22条 (第2章の適用)

本章の定めは、契約者がこちら秘書室サンプル送付サービスを利用するにあたり適用される。

### 第23条 (こちら秘書室サンプル送付サービスの対象業務)

- 契約者は、当社に対し、以下の各号に掲げる業務を委託し、当社はこれを受託する。
  - 商品サンプル送付先の選定業務
  - 商品サンプルの梱包業務
  - 商品サンプルの配送業務
  - その他当社及び契約者が別途合意した業務
- 当社は前項第3号により商品サンプルを送付した日から10営業日(当社の営業日に基づく)が経過した日以降に、契約者に対して当社が別途定める事項を記載したレポートを、当社が定める方法によって提出する。
- 前項のレポートの提出をもって、第1項に定める委託業務は完了する。

### 第24条 (商品サンプルの提供)

- 当社が前条第1項に定める業務を行うにあたり、契約者は当社が指定する期日までに、当社が指定する場所(以下「指定場所」という)に商品サンプルを送付する。
- 前項の送付について、契約者は指定場所へ商品サンプルを送付する際の配送方法、伝票番号、荷数、商品数、当社へ商品サンプルが到着する予定日等、当社が指定する情報を当社に通知する。
- 契約者から指定場所に送付された商品サンプルに汚損又は毀損等があった場合、当社は契約者にその旨を通知し、当社と契約者で別途協議の上、商品サンプルの交換、返品、廃棄等の対応を決定する。
- 契約者が指定場所に商品サンプルを送付するための配送費用、前項による商品サンプルの交換、返品等にかかる費用は、すべて契約者の負担とする。

### 第25条 (商品サンプルの保証)

- 契約者は、前条により指定場所へ送付する商品サンプルについて、以下の各号に定める事項を保証するものとする。
  - 当社が別途定める配送不可の商品に該当しないこと
  - 商品サンプル自体に汚損、毀損その他の不具合がないこと
  - 品質、機能、安全性、商品自体に付した表示(警告表示等)及び商品にかかると説明書等につき欠陥等がないこと
  - ユーザーの誤解を招かない表示がされていること
  - 第三者の権利(著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利を含む。以下同じ)を侵害していないこと
  - 食品衛生法等関係法令、景品表示法、業界ガイドライン及び当社が別途定める基準に違反していないこと
  - 前号に定める基準に従った品質、規格等の表示並びに適正な説明書及び指示・警告表示等を付していること

### 第26条 (通知義務及び是正措置)

- サンプル商品の全部又は一部に以下の各号の事由が生じた場合、契約者は当社に速やかにその旨を通知しなければならない。なお、本条に基づく通知の実施は、契約者の損害賠償の義務を免責するものではない。
  - サンプル商品又はサンプル商品の元となる契約者商品の回収が必要になった場合
  - サンプル商品の元となる契約者商品について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - 自己が自己の事業を行うために必要な許認可が停止又は取り消された場合
  - サンプル商品が前条に違反していた場合
  - その他、サンプル商品の全部又は一部に欠陥があった場合
- 前項各号に定める事由があると当社が認めた場合、契約者は当社が適当と認める措置について、一切の費用を負担するものとする。但し、前項各号に定める事由が当社の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 第1項各号又はこれに関連してユーザーとの間でクレーム若しくは紛争(以下「紛争等」という)が生じた場合、契約者は自らの責任及び負担において紛争等を解決するものとする。なお、当社は必要と判断した場合、紛争等を自ら解決し、又は契約者による紛争等の対応に協力することができるものとする。但し、この場合に発生する費用については、契約者の負担とする。

### 第27条 (商品サンプルの破棄等)

- ユーザーに対して配送した商品サンプルが受け取られず当社へ返送されてきた場合、当社の責任と負担において当該商品サンプルを破棄するものとし、契約者はこれを承諾する。
- 契約者が前項の商品サンプルについて、契約者への返品を希望する場合、返品にかかる費用は契約者の負担とする。

### 第28条 (こちら秘書室サンプル送付サービスにかかる免責)

- 第23条第1項第3号の配送業務において、配送中に生じた商品サンプルの毀損又は滅失については、当社は免責されるものとする。但し、当社の責めに帰す事由により発生した場合はこの限りではない。

## 第3章 こちら秘書室 web アンケート

### 第29条 (第3章の適用)

本章の定めは、契約者がこちら秘書室 web アンケートを利用するにあたり適用される。

### 第30条 (こちら秘書室 web アンケートの対象業務)

- 契約者は、当社に対し、以下の各号に掲げる業務を委託し、当社はこれを受託する。
  - web アンケート項目の作成業務
  - web アンケート調査の実施業務
  - web アンケート結果の集計業務
  - その他当社及び契約者が別途合意した業務
- 当社は前項第3号の業務の完了日から10営業日(当社の営業日に基づく)以内に、契約者に対して当社が別途定める事項を記載したレポートを、当社が定める方法によって提出する。
- 前項のレポートの提出をもって、第1項に定める委託業務は完了する。

## 第4章 こちら秘書室タイアップページ制作

### 第31条 (第4章の適用)

本章の定めは、契約者がこちら秘書室タイアップページ制作を利用するにあたり適用される。

### 第32条 (本記事の制作)

- 契約者は、当社に対し、本記事の制作を委託し、当社はこれを受託する。
- 本記事の内容は、当社と契約者で別途協議の上決定する。
- 契約者は、第1項の委託業務による本記事を当社から受領した場合、前項の協議の上決定した結果をもとに検査を行うものとする。
- 前項に定める検査に適合しない場合、契約者は不適合の理由を具体的に明示した上で直ちに当社に通知し、補正を求めるものとする。この場合、検査に適合するまで、契約者は前項と同条件にて検査を行うものとする。
- 本条に定める検査に合格した後、本サイト内への本記事の掲載、及び本記事を構成する各種コンテンツデータ(以下「本コンテンツ」という)の納品をもって、第1項の委託業務は完了するものとする。
- 契約者は、契約者が管理及び運営するウェブサイト等の広告媒体に、本記事を掲載することができる。

### 第33条 (知的財産権等)

- 本記事にかかる著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限らず、成果物にかかる法律上保護される利益にかかる権利を含み、以下「知的財産権等」という)は、別途合意した場合を除き、前条第5項に定める業務が完了した日又は本申込書に定める本サービスの対価の支払いが完了した日のいずれか遅い日をもって当社から契約者に移転する。但し、当社が従前より有する知的財産権等及び別途合意のうえ定めた知的財産権等は、当社に留保される。
- 当社は、契約者に対し、前項但し書きの定めに基づき留保された知的財産権等について、契約者が自らの事業に使用するために必要な範囲で、契約者が使用し、又は第三者をして使用させることを許諾する。
- 本条に定める知的財産権等にかかる移転及び許諾の対価は、別途合意した場合を除き、本申込書に定める本サービスの対価に含まれるものとする。
- 本記事の所有権は、前条第5項に定める業務が完了した日又は本申込書に定める本サービスの対価の支払いが完了した日のいずれか遅い日をもって、当社から契約者に移転する。

### 第34条 (素材の提供)

契約者は、当社が本記事を制作するにあたり契約者から当社へ提供される素材について、第三者の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害することのないよう、契約者の責任と負担において当該第三者との間で必要な全ての権利処理をあらかじめ完了させるものとする。

第35条(こちら秘書室タイプページ制作にかかる免責)

当社は、こちら秘書室タイプページ制作において、本記事の内容、表記その他ユーザーの閲覧に供されたものが契約者の要求、期待又は特定の目的に適合することを保証しない。

以上

制定日:2021年3月26日